
さつま町一般廃棄物処理基本計画

概 要 版



令和8年3月

さ つ ま 町

計画策定の概要

1. 計画の目的

さつま町（以下「本町」という。）では、平成 23 年 3 月に「さつま町一般廃棄物処理基本計画（令和 3 年 3 月改定）」を策定し、令和 7 年度を目標年度として、循環型社会の実現に向けた各種施策に取り組んできました。国の最新の動向や、国が提唱する「地域循環共生圏」の概念や、持続可能な社会づくりを目指す「循環型社会形成推進基本計画」といった上位計画との連携・整合を図りつつ、地域の特性に応じた一般廃棄物の適正処理と資源循環を推進するため、今後 10 年間の「さつま町一般廃棄物処理基本計画」を策定します。

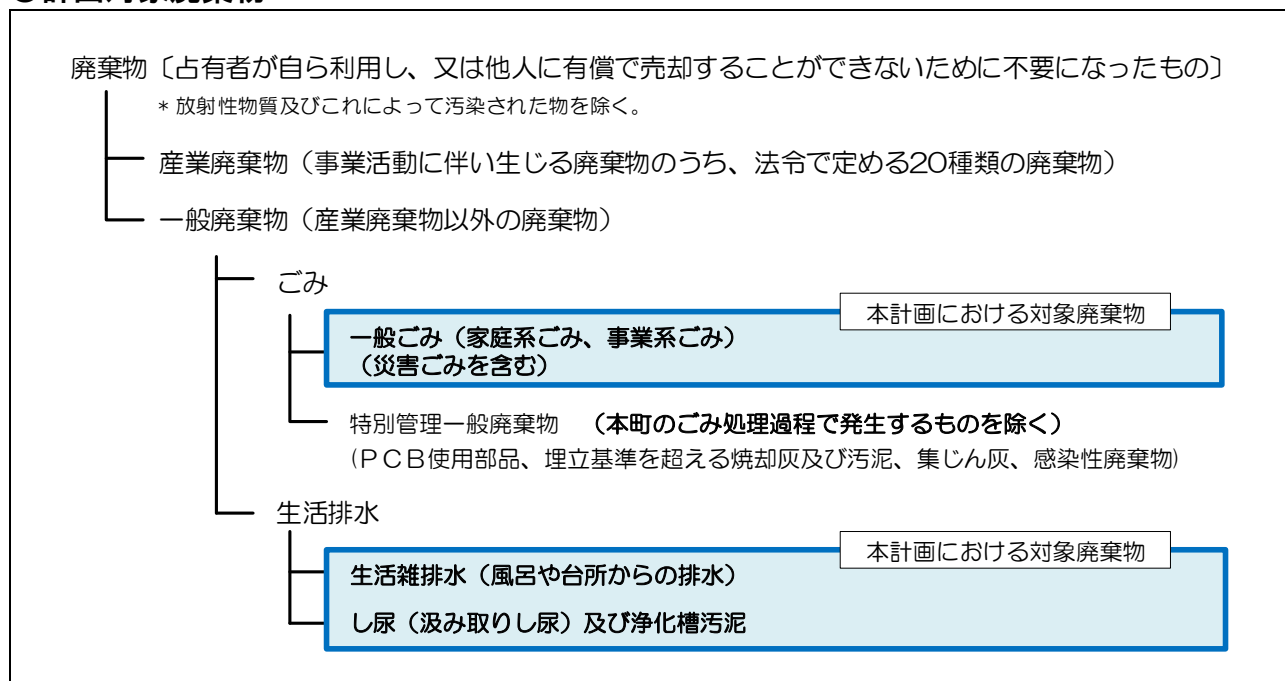
2. 計画期間と計画対象廃棄物

さつま町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村において策定が義務づけられている計画であり、国の法律・計画、「鹿児島県廃棄物処理計画」及び「第 3 次さつま町総合振興計画」と連携・整合を図ります。

計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度とします。なお、社会情勢や進捗状況に応じ、計画の中間年を目途に見直しを図ることとします。

本計画の対象廃棄物は、一般廃棄物（ごみ・生活排水）とし、一般ごみの中で、本町による処理・処分が困難であるものは処理対象外とします。

◎計画対象廃棄物



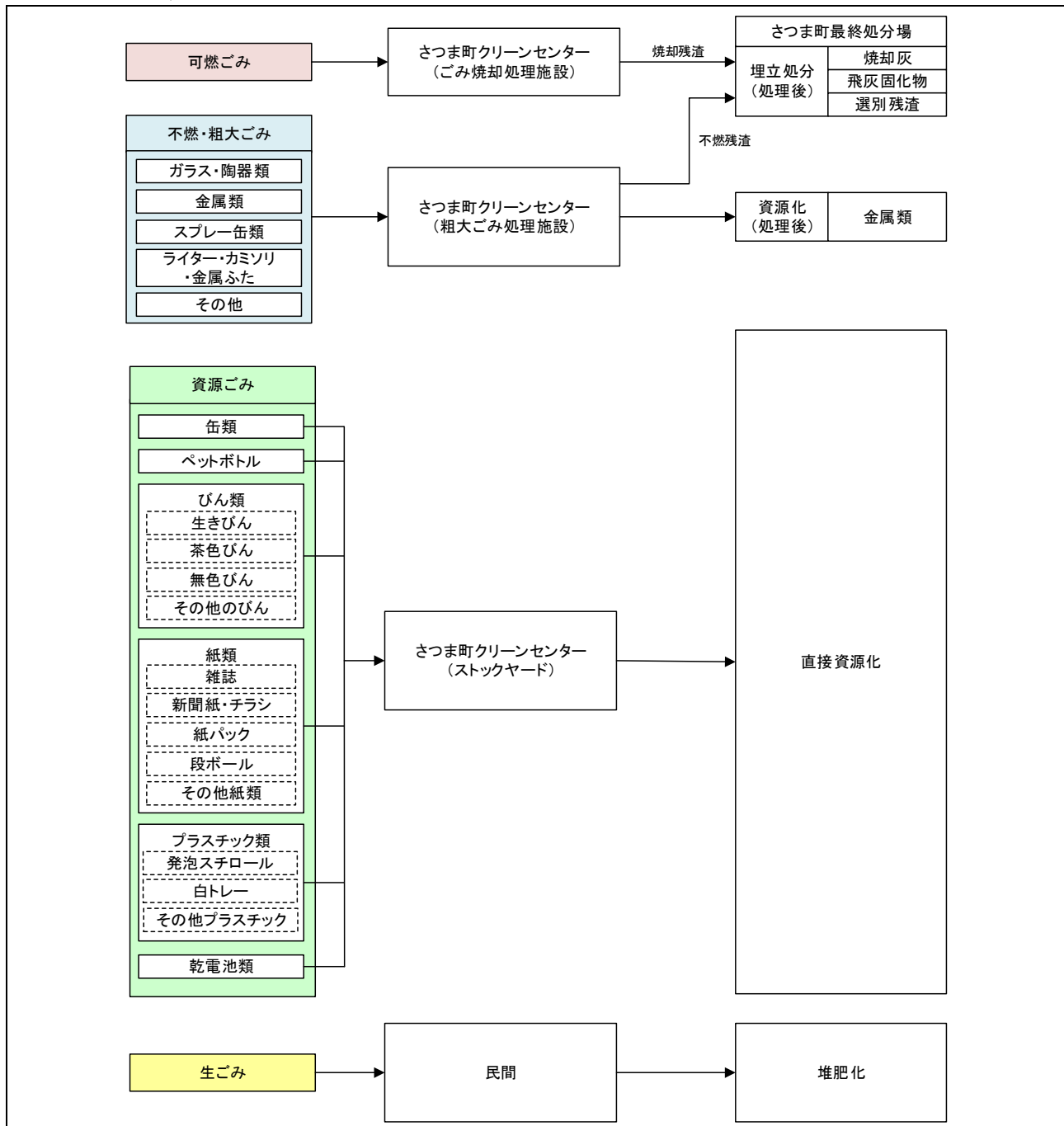
ごみ処理計画基本計画

1. ごみ処理の流れ

本町において排出されたごみは、生ごみを除いた全量が「さつま町クリーンセンター」へ持ち込まれ、クリーンセンター内の中間処理施設及びストックヤードで処理・保管・資源化し、処理後の残渣を最終処分場で埋立処分しています。

なお、生ごみについては、ごみステーションでの収集後、民間業者にて堆肥化を行っています

◎ごみ処理の流れ

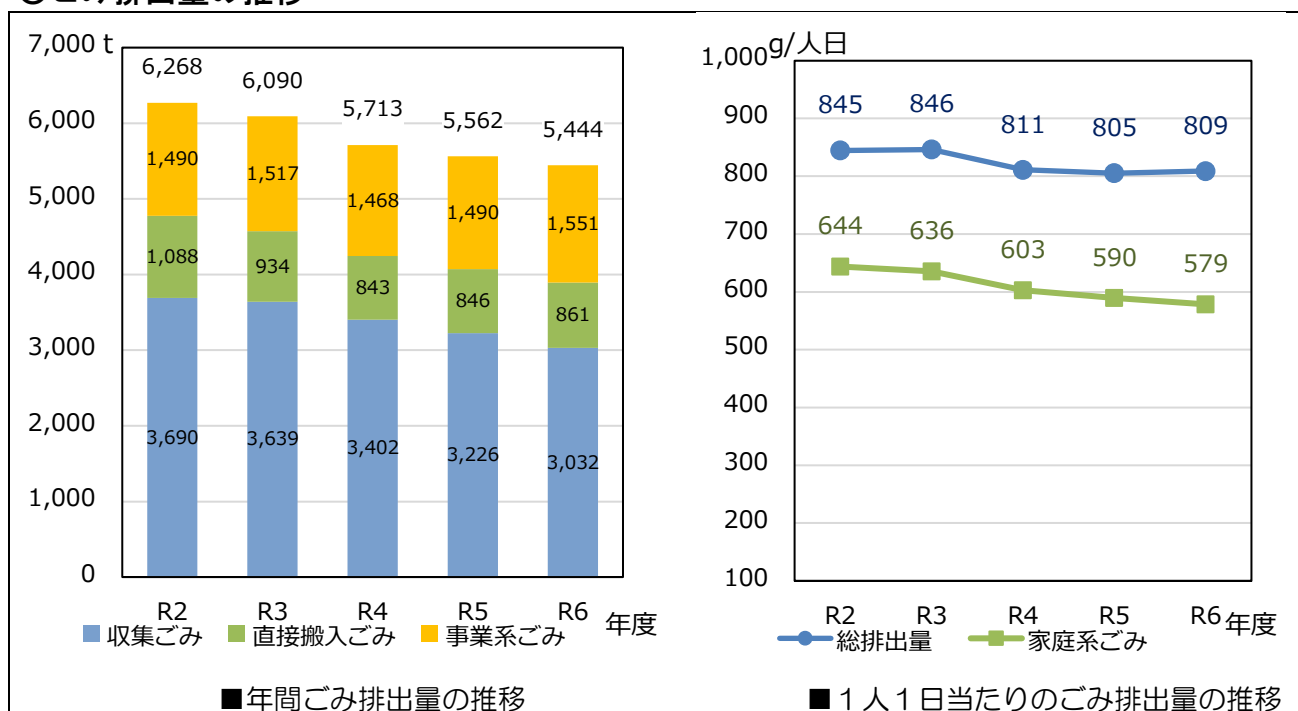


2. ごみ排出量の実績

本町のごみ年間総排出量は、年々減少しています。排出形態別では、家庭系ごみは減少傾向、事業系ごみは概ね横ばいとなっています。

1人1日当たりのごみ総排出量は、令和5年度までは概ね減少傾向となっていました。令和6年度には809g/人日に増加しました。家庭系ごみは年々減少し、令和6年度に579g/人日となっています。

◎ごみ排出量の推移



3. 資源化、最終処分

本町のリサイクル率は20.0%（1,089t）と国・県の平均を上回る高い水準にあります。一方で、最終処分率も14.1%（769t）と平均より高く、処分場を延命するための「埋め立てごみの削減」が喫緊の課題となっています。

◎リサイクルと最終処分の状況

		リサイクル率 【総資源化量÷(排出量(処理)量+集回回収量)】	最終処分率 【最終処分量÷排出量(処理)量】
本町	令和6年度	20.0%	14.1%
	令和5年度	21.6%	13.1%
全国平均 (令和5年度)		19.5%	8.4%
鹿児島県平均 (令和5年度)		15.6%	11.2%

注) 全国及び鹿児島県のリサイクル率、最終処分率は処理量で計算

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査票」（全国及び鹿児島県）

4. 基本方針

国の基本方針が令和7年に改定され、ごみの減量目標や広域連携、有料化の推進等、廃棄物処理は大きな転換期を迎えています。本町においても、こうした社会情勢の変化や新たな国の施策を総合的に踏まえ、持続可能なごみ処理体制を目指すための基本方針を定めました。

◎基本方針

<関連する SDGs>



基本方針1 町民・事業者・行政等の協働による4Rの推進

町民・事業者・行政等が協働し、「発生抑制」を主体とする4R運動(Refuse:リフューズ、Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)を推進することで、ごみの発生・排出抑制を徹底し、ごみを出さないライフスタイルへと転換を図り、循環型社会の構築を目指します。

基本方針2 ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進

ごみの排出抑制と資源の有効利用の推進のため、町民・事業者・行政等が自ら再生利用等に積極的に取り組みます。

基本方針3 安全で安定した適正処理の推進

ごみの安全かつ適正な収集・運搬・処理・処分を徹底します。

現在稼働中の処理施設を適切に運転管理するとともに、分別収集やリサイクルを推進することでごみの減量化を図ります。これにより、クリーンセンターの負荷軽減と効率的な維持管理に努めます。

不法投棄等の不適切処理の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、関係機関と連携して、監視体制の強化や町民等への啓発に努めます。

5. ごみ排出抑制及び資源化の目標

本計画では、国の基本方針や第五次循環型社会形成推進基本計画の指標を参考に、ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ焼却量(1人1日当たりの燃やせるごみ量)を排出抑制目標の指標とします。

◎目標値

	単位	現状	中間目標	目標
		R6 年度	R12 年度	R17 年度
ごみの総排出量	t/年	5,444	4,598	4,203
1人1日当たりの燃やせるごみ量	g/人日	612	580	574
リサイクル率	%	20.0	20.5	20.5

6. 目標達成に向けた施策

ごみの排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に積極的に取り組む町民・事業者を増やすものとします。行政等は、町民や事業者の取組みを支援するものとします。

◎町民の意識向上を図るための取組み

取組み	内容
出前講座やイベントの開催	出前講座や各種イベントへの参加を通じ、小グループ単位でのきめ細やかな環境学習と、積極的なごみ削減の啓発を推進する。
環境学習の充実	小・中学校を対象とした環境講座（出前講座等）やクリーンセンター見学を通じ、環境に配慮した行動ができる「人づくり」を推進する。
資源化の促進	町民に対し、紙類等の資源化物の分別を徹底するように啓発する。生ごみ処理については、堆肥化による資源化を行う。これらの取組みを継続するとともに、さらなる資源化促進に向けた新たな施策の検討・実施を推進する。
資源化・減量化に向けた情報提供	ごみの資源化や減量化に対する町民の意識向上を図るため、店頭回収を行っている店舗、地域での資源回収活動の状況及び生ごみ処理機の利用方法等についての情報を広報・周知する。
生ごみの減量化と食品ロス削減の啓発	計画的な食品の購入・消費、食材の「使いきる」「食べきる」「水気をきる」の「3キリ運動」及び「てまえどり」による賞味期限切れ食品の廃棄をできるだけなくす等、生ごみの減量化及び食品ロス削減に努める。
プラスチック製品の削減	マイバッグやマイボトルの利用等、ワンウェイプラスチックの使用抑制に努める。プラスチック製品の購入においては、環境に配慮した製品を選び、できる限り長時間使用する。

◎事業者の意識向上を図るための取組み

取組み	内容
発生抑制と適正包装の推進	過剰包装の自粛やマイバッグ持参の推奨等、消費者のごみ減量に協力する。また、事業活動で生じる紙類の分別・再資源化を徹底し、使用量の削減を推進する。
環境配慮型製品と回収システムの構築	製品の長寿命化や修理・再使用が容易な設計に努め、自主回収・再資源化ルートを構築する。 流通段階における梱包材の削減や効率的な輸送により、環境負荷の低減を推進する。
店頭回収の推進	スーパー等で実施されている資源化物の店頭回収について、事業者に継続的な実施を要請し、回収体制の維持を図る。

◎行政等としての取組み

取組み	内容
さつま町環境審議会の開催	「さつま町環境審議会」において、一般廃棄物の減量化やリサイクル事業に関する基本的事項を調査・審議し、施策の検討を推進する。
地域のごみ啓発指導員の育成	行政と町民の架け橋となる「さつま町衛生自治団体連合会（衛自連）」と協力し、地域のごみ削減を推進する。今後も連携を強化し、地域の指導員となる人材の育成を進める。
在宅医療廃棄物の適正排出の徹底	感染性廃棄物の混入防止など、適正な排出・処理体制の確保に向け、医療関係機関との連携を強化・検討する。

ごみの削減に取り組みましょう！



- ❖ 買い物へ行く時は、マイバッグを持参しましょう。
- ❖ 不必要な過剰包装は、断るようにしましょう。
- ❖ 着なくなった洋服は、フリーマーケットへ出しましょう。



7. ごみ処理計画

本町から排出されるごみを、適正かつ安定的に処理するための体制を整備します。効率的な収集・運搬体制を維持するとともに、中間処理施設や最終処分場の適切な運営管理を徹底し、公害の防止と施設の長寿命化を図ります。

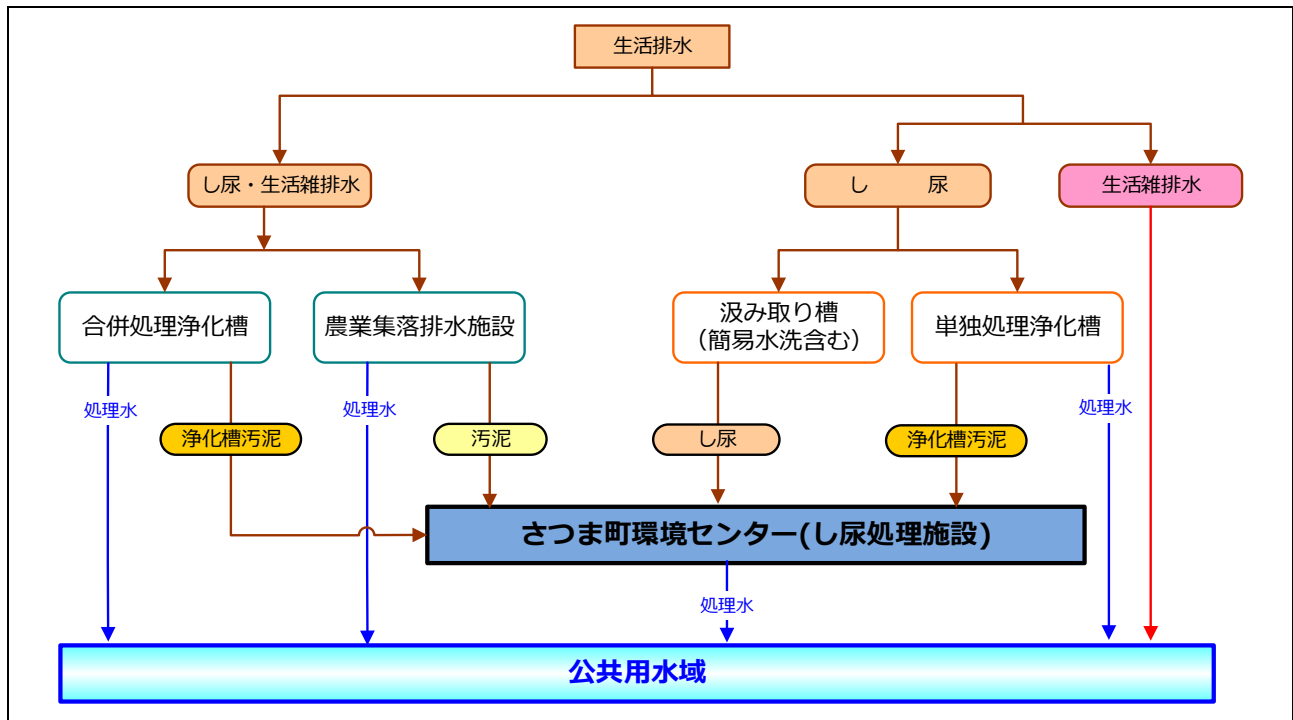
◎ごみ処理計画

区分	内容
収集・運搬	家庭ごみは、現行の収集体制を継続しつつ、状況に応じた見直しを検討する。 事業系ごみは、自ら搬入するか許可業者に委託する。
中間処理	施設の老朽化に伴い、中長期的な補修・整備計画に基づいた効率的な維持管理を行い、安定稼働と公害防止を徹底する。 クリーンセンターを適正に補修し、延命化を図る。
最終処分	最終処分場の適正な維持・補修を継続し、延命化を図る。 焼却灰などの資源化を検討し、埋立処分量の削減に努める。

生活排水処理基本計画

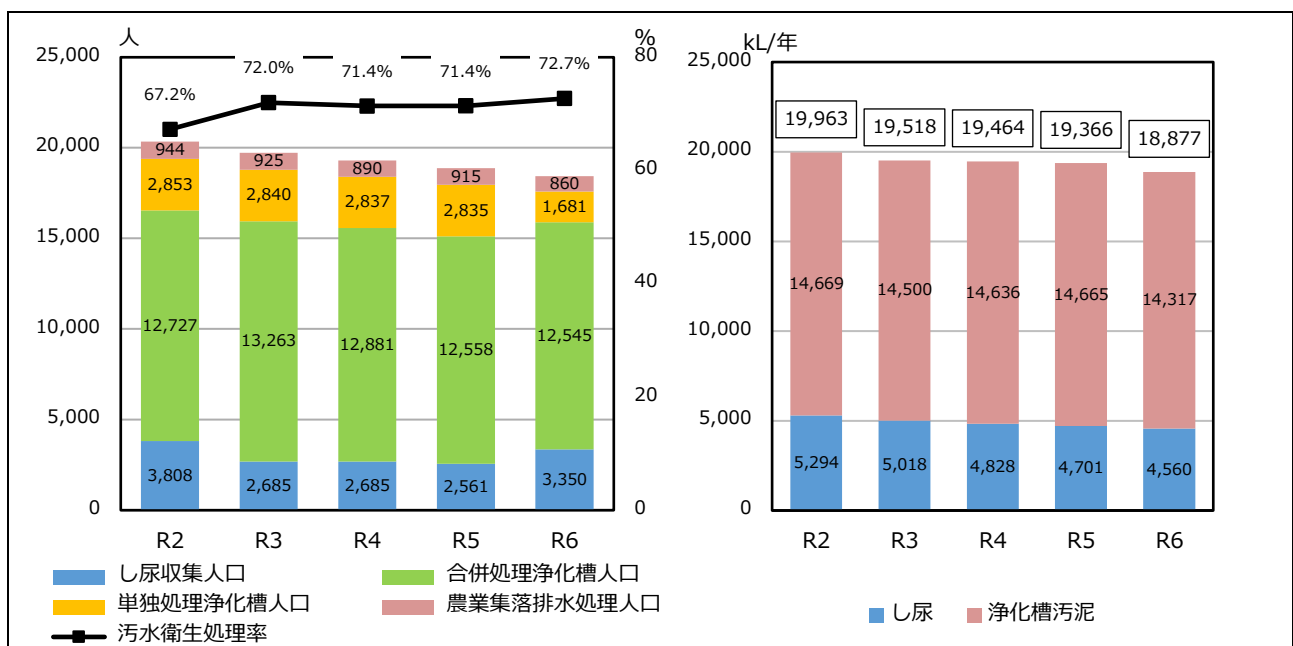
1. 生活排水処理の流れ

本町では、し尿や浄化槽汚泥は全量をさつま町環境センターで適正処理します。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取り世帯では生活雑排水が未処理で放流される課題があるため、水環境保全に向けた適正処理への移行を推進します。



2. 生活排水処理の実績

令和6年度の汚水衛生処理率は72.7%まで向上しましたが、単独処理浄化槽や汲み取りによる生活雑排水の未処理放流が依然として課題です。し尿・浄化槽汚泥の排出量は減少傾向にあり、令和6年度の総排出量は18,877kL（し尿4,560kL、浄化槽汚泥14,317kL）です。



2. 生活排水処理の目標

令和 17 年度の汚水衛生処理率 95%達成を目指し、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換や農業集落排水への接続を推進します。上位計画との整合性を図り、令和 14 年度に汚水衛生処理率 95%に到達した後は、その水準を継続的に維持する方針です。

◎生活排水処理の基本方針

<関連する SDGs>



基本方針1 合併処理浄化槽の普及促進

本町全域において、合併処理浄化槽の整備を更に普及させるために、単独処理浄化槽及び汲み取り槽を転換するよう啓発を行います。

また、合併処理浄化槽の普及を促進するとともに、町民・事業者に対し、浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正管理を呼びかけます。

基本方針2 農業集落排水施設の接続率の向上

農業集落排水処理区域にある家屋等については、農業集落排水処理施設へ接続するように啓発・指導を行うとともに、施設が有効に機能するような適正利用を呼びかけます。

基本方針3 施設の適正な維持管理の継続

生活排水に関する処理施設については、これまでと同様に適正な維持管理に努めます。

基本方針4 町民にわかりやすい生活排水処理事業の展開

生活排水による水環境への汚濁負荷削減等について啓発するとともに、生活排水処理対策が果たす役割や効果、生活排水の安定した適正処理の必要性について、分かりやすく町民に伝え、町民一人ひとりが水環境保全に向けた取組みに参加できる環境整備に努めます。

◎目標値

	単位	現状	中間目標	目標
		R6 年度	R12 年度	R17 年度
汚水衛生処理率	%	72.7	95	95